

これまで

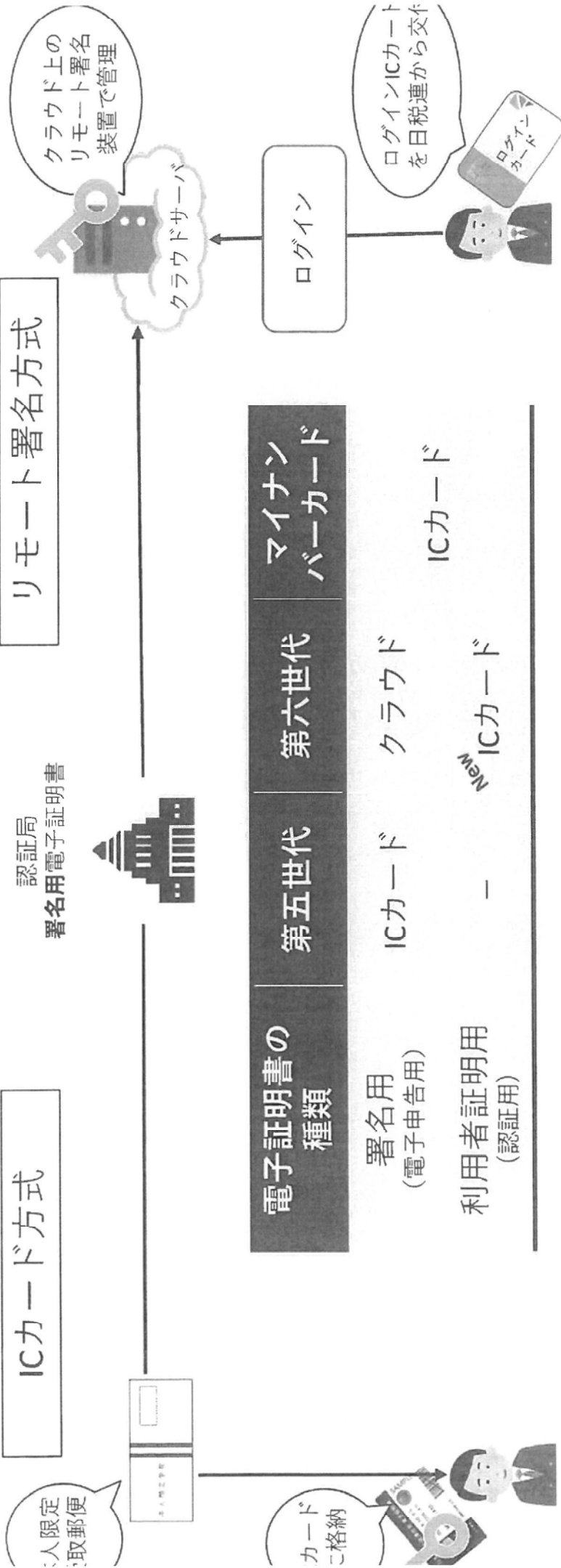
ICカード方式

人限定
取郵便

認証局
署名用電子証明書

リモート署名方式

第六世代



リモート署名方式：認証局で生成した電子証明書を、クラウド上で管理する方式。署名時にはオンラインでリモート署名サーバにログインして利用する。ログイン時に税理士本人であることを認証する仕組みが必要。

採用理由)

証明書はクラウドで管理されるため、ICカードの紛失や破損等に伴って署名用電子証明書が壊れるリスクがない。ログインはマイナンバーカードでも可能であるが、予備がなく業務に支障をきたす虞があること等、マイナンバーカードのみで業務を行うことは困難であるところ、本人確認用のログインICカードを配布することで解決する。

メリット)

本人限定受取郵便を利用せずに、電子証明書の受取りが可能（電子証明書の申込～受取までの手続がオンラインで完結）。これまでと使い勝手は変わらず、会員への混乱が生じない。

本人確認用ICカードは電子署名法の認定が必要ないため、配布方法や対象者は日税連が決定できる。

また、本人確認用ICカードはオンラインにおける税理士本人を認証する用途として広く活用できるため、総会の電子化など税理士会での利用に加えて、オンライン税務相談での本人確認に用いるなど、税理士法第2条の3への対応に資するものであり、税理士の業務ならびに税理士会事務のデジタル化を一気に推し進めるインフラと成り得る。

デメリット)

第六世代税理士用電子証明書の取得の流れ

(別紙2)



税理士認証カード (赤色のICカード)

第六世代税理士用電子証明書の申請に必要です。お手元にご準備ください。

日税連ホームページから「第六世代税理士用電子証明書 管理ツール」をダウンロードし、パソコンにインストールしてください。

有効な第五世代税理士用電子証明書または
マイナンバーカードをお持ちの場合

左記に該当しない場合

オンライン申込み

第五世代税理士用電子証明書 (紫色のICカード)



※第五世代電子証明書を利用
した申込みは令和8(2026)
年3月31日までです

マイナンバーカード



※(別紙3)Q10を
ご確認ください

管理ツールを起動後、税理士認証カードでログインし、第五世代税理士用電子証明書またはマイナンバーカードを使用してオンラインによる申込みを行ってください。

書面申込み

利用申込書等+公的書類
を郵送で提出する方

<申込者全員必要なもの>

- ①利用申込書
 - ②印鑑登録証明書
 - ③住民票の写し等
- 管理ツールから利用申込書(①)を印刷後、必要事項を記入・実印を押印のうえ公的書類(②③)を添付し日税連に提出してください。

申込データ・申込書類について認証局の審査を実施 ※申込状況により審査期間は変動します

電子証明書の発行(リモート署名登録)

申込内容に不備がなければ認証局の審査が完了し、電子証明書の発行が可能となります。
管理ツールからリモート署名登録を行い、第六世代税理士用電子証明書の発行手続を完了してください。
※審査の進捗状況及び審査結果は、管理ツールから確認が必要です (別紙3)Q11参照

マイナンバーカードの利用登録【推奨】

第六世代税理士用電子証明書の発行後、マイナンバーカードを利用登録することで、税理士認証カードの万が一の破損・紛失に備えることができます。管理ツールから利用登録を行ってください。
※税理士認証カードは税理士本人を証明するためのもので、税理士会員一人1枚の発行となります

手続完了

第六世代税理士用電子証明書をe-Tax等に登録後、税理士認証カードを使って電子署名が可能です。

※第六世代税理士用電子証明書の取得に必要な各種マニュアルは別途準備しています

次世代の税理士用電子証明書の申込受付スケジュールについて

2025年4月25日

[お知らせ](#)

現在、会員各位に発行している第五世代の税理士用電子証明書は、令和8年3月31日に有効期限を迎えます。そこで、令和7年8月より第六世代の税理士用電子証明書の発行を開始します。

第六世代の税理士用電子証明書は、リモート署名方式と税理士認証カードを組み合わせたものです。

税理士認証カードについては、全税理士会員に対して令和7年8月以降順次、税理士名簿に基づく事務所所在地に一般書留郵便で発送します。

税理士認証カードを受け取り後、オンラインまたは書面により、第六世代の税理士用電子証明書をお申込みください。

税理士認証カードは下記スケジュールに基づき、順次発送となります。ご所属の税理士会により税理士認証カードの発送開始時期が異なりますので、ご注意ください。

税理士認証カード発送開始スケジュール（予定）				
2025年（令和7年）				
	8月	9月	10月	11月
北陸会、中国会、四国会、九州北部会、南九州会、沖縄会に所属する会員	14日(木)			
北海道会、東北会、名古屋会、東海会に所属する会員	25日(月)			
近畿会に所属する会員		16日(火)		
東京地方会、千葉県会、関東信越会に所属する会員			6日(月)	
東京会に所属する会員				4日(火)

※7月以降の新規登録者については、登録月の月末～翌月初を目途に税理士認証カードを一斉発送の予定です。

【留意事項】

- ・オンライン申込みの場合、第五世代の税理士用電子証明書またはマイナンバーカード（署名用電子証明書が格納されているもの）を利用することで、住民票等の添付書類の提出が不要となります。
- ・申込時において、税理士名簿に登録された内容（自宅住所、氏名等）に変更がある場合は電子証明書を発行することができません。事前に税理士名簿の変更登録を行ってください。
- ・第五世代の税理士用電子証明書の申込受付は令和7年7月15日（火）申込書到着分をもって終了します。

令和6年度受講率（R7.3.31時点速報値）

（単位：人）

支部	会員数	未受講	0時間超 6時間未満	6時間以上 12時間未満	12時間以上 18時間未満	18時間以上 24時間未満	24時間以上 30時間未満	30時間以上 36時間未満	36時間以上	達成率
広島東支部	386	24	13	8	5	5	3	8	320	87.0%
広島西支部	297	12	7	3	4	4	4	5	258	89.9%
広島南支部	115	4	5	2	1	1	2	2	98	90.4%
広島北支部	94	10	3	3	0	1	1	1	75	80.9%
海田支部	51	6	1	0	0	1	0	1	42	84.3%
西条支部	63	0	6	1	0	0	1	0	55	88.9%
廿日市支部	126	8	2	2	4	2	1	1	106	85.7%
広島県北部支部	22	0	0	0	0	0	3	0	19	90.9%
呉支部	87	1	4	3	1	1	2	0	75	88.5%
竹原支部	8	0	0	0	0	0	0	0	8	100.0%
尾道支部	54	0	6	1	0	0	0	1	46	85.2%
三原支部	32	2	4	0	0	0	1	0	25	78.1%
福山支部	224	15	10	7	5	4	3	3	177	82.1%
府中支部	36	0	0	0	0	2	0	0	34	94.4%
岩国支部	52	4	1	0	0	0	0	1	46	88.5%
柳井支部	10	0	0	0	0	0	1	0	9	90.0%
徳山支部	80	0	3	1	0	1	1	2	72	92.5%
光支部	23	0	0	1	0	0	0	1	21	91.3%
山口支部	77	1	2	0	0	0	1	2	71	98.7%
防府支部	37	5	0	0	0	1	0	1	30	83.8%
長門支部	9	0	0	0	0	0	0	0	9	100.0%
萩支部	12	0	0	0	0	0	0	1	11	91.7%
厚狭支部	21	1	0	0	0	0	0	0	20	95.2%
宇部支部	57	2	2	0	0	0	1	0	52	93.0%
下関支部	97	4	3	2	0	0	0	4	84	88.7%
岡山東支部	238	15	8	3	7	3	3	5	194	86.1%
岡山西支部	219	14	2	2	3	4	0	2	192	92.2%
西大寺支部	23	0	1	0	1	0	0	0	21	91.3%
瀬戸支部	13	2	0	0	0	0	0	0	11	92.3%
玉野支部	12	0	0	0	0	0	0	1	11	91.7%
児島支部	20	0	0	0	0	1	0	0	19	95.0%
倉敷支部	130	6	11	4	1	4	0	1	103	81.5%
玉島支部	37	3	3	2	0	0	0	1	28	78.4%
笠岡支部	18	0	0	1	0	0	0	0	17	94.4%
新見支部	9	0	0	0	0	0	0	1	8	88.9%
久世支部	13	1	0	0	0	0	0	0	12	92.3%
津山支部	42	4	1	0	1	1	1	1	33	83.3%
鳥取支部	62	3	3	1	0	0	0	1	54	87.1%
倉吉支部	34	0	1	0	0	0	0	0	33	100.0%
米子支部	84	4	2	3	0	3	4	3	65	83.3%
松江支部	87	2	3	2	2	1	0	3	74	87.4%
出雲支部	58	1	3	2	1	1	2	0	48	84.5%
石見大田支部	10	1	0	0	1	0	0	1	7	80.0%
浜田支部	21	1	0	0	0	0	0	0	20	95.2%
益田支部	22	0	0	0	0	0	0	0	22	100.0%
合計	3222	156	110	54	37	41	35	54	2735	87.8%

※審査中のその他の研修及び3月31日時点で受講登録されていない認定研修・支部研修は反映されていません。
※速報値ですので、受講義務時間免除の方も分母に含まれております。

令和7年2月21日

支 部 長 各位

中国税理士会

研修部長 五 藤 亜 紀

<公印省略>

**令和7年度以降の全国統一研修会及びマルチメディア研修の
DVD制作の廃止について**

平素から本会の研修事業について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

日税連では、これまで各年度の全国統一研修会及びマルチメディア研修を収録したDVDを制作しておりましたが、これらの視聴（受講）は研修受講管理システムで可能であり、加えて経費削減の観点から、令和7年度からDVD制作が廃止されることになりました。

これまで本会研修部では、このDVDを希望する支部に配付しておりましたが、配付は今回の令和6年度分の研修DVDまでとなりますのでご承知おきください。

つきましては、従前、DVDを使用して研修会を開催されていた場合は、下記例のような研修受講管理システムの利用に切り替えていただきますようお願い申し上げます。

記

<研修受講管理システムを利用した研修会例>

- ・通信環境が整備された会場で出席者のPC等で研修受講管理システムへログインし、プロジェクターにPC画面を投影して研修会を開催する。
- ・通信環境が整備されていない会場の場合は、モバイルWi-Fiルーターのレンタルサービス等を活用して通信環境を確保する等、研修受講管理システムの利用が可能な環境下で研修会を開催する。

※会場型支部研修において通信環境が確保できずDVDが必要となる場合や、支部会員からDVDを求められた場合は、中国会事務局へご連絡ください。日税連から該当研修の動画ファイルを受領し、事務局にてDVDを制作し送付します。

なお、送付するDVDはパソコンのみで再生可能です。作成から送付まで日数を要しますのでご了承ください。

<問合せ先>

中国税理士会事務局 業務課 研修部

〒730-0036 広島市中区袋町4-15

TEL:082-246-0088/FAX:082-245-8377/kensyu@chuzei.or.jp

令和7年4月16日支部長会議

1. 令和5年度の署別書面添付事績について

令和5事務年度の署別の書面添付割合を情報公開により入手しましたのでお知らせいたします。
本資料は中国税理士会が情報公開法に基づき請求したものですので、会員限りとさせていただきます。（他の諸団体やセミナー等での利用はしないようにして下さい。）

【参考①】署別書面添付割合（相続税、法人税）

2. 税理士業務のデジタル化 取組事例 50 について

税理士法第2条の3の創設を受けて、日税連業務対策部より「税理士業務のデジタル化取組事例 50」がデジタルブックの形式で公表されています。会員の皆様の事務所のデジタル化の参考として下さい。

【参考②】3月号会報の案内記事】

3. 書面添付制度における意見聴取の徹底について【重要】 ～ 引継ぎのお願い ～

書面添付制度に関するアンケートを見ますと、ここ数年、書面添付をしているのにもかかわらず、いきなり事前通知をしてきた事案が続いています。業務対策部におきましても分科会で局の方に指摘し、意見聴取の実施の徹底を要求し、局の方でも署に対しての徹底を行っているとのことですが、毎年、必ず問題点として会員から上がってきている状況です。意見聴取は税理士法第35条において税務署の署員が意見聴取を行うことを義務付けられているものであり、事務運営指針においても、そのことが明記されています。

今後におきまして、このようなケースを無くすために局との協議の結果、下記の流れでの対応をお願いします。

- ① 書面添付をしているにもかかわらず、意見聴取なしで事前通知をしてきた際には、担当の統括調査官に指摘をする。
 - ② 中国税理士会事務局（業務対策部担当）まで、その事実を連絡する。
- ※連絡を受けた業務対策部は、ただちに局の方へ連絡し、原因の究明と対応を行ってまいります。

4. その他

周知事項につきましては、重要な内容のものは会員へのメールや支部長会議での周知のお願いを行っていますが、基本的には中国会 HP に掲載しておりますので、会員に HP の閲覧勧奨をお願いします。

5. 日税連業務対策部の動き

来期の事業計画において、業務処理簿の書式等について業務のデジタル化に対応できるよう指針等の作成の検討が織り込まれています。

税理士法33条の2に係る書面添付割合(相続税)

署名	令和5事務年度					
	申告件数	関与件数	添付件数	書面添付割合	意見聴取割合	調査省略割合
鳥取	231	194	77	39.7%	1.3%	100.0%
米子	185	145	77	53.1%	11.7%	88.9%
倉吉	95	78	33	42.3%	0.0%	0.0%
松江	252	219	120	54.8%	0.8%	100.0%
浜田	93	72	25	34.7%	0.0%	0.0%
出雲	155	138	47	34.1%	14.9%	0.0%
益田	46	35	13	37.1%	0.0%	0.0%
石見大田	24	20	9	45.0%	0.0%	0.0%
大東	33	30	18	60.0%	0.0%	0.0%
西郷	17	17	4	23.5%	0.0%	0.0%
岡山東	398	362	167	46.1%	8.4%	57.1%
岡山西	518	432	200	46.3%	11.5%	60.9%
西大寺	135	113	48	42.5%	4.2%	100.0%
瀬戸	119	100	33	33.0%	0.0%	0.0%
児島	72	61	33	54.1%	3.0%	100.0%
倉敷	570	483	213	44.1%	4.7%	10.0%
玉島	157	132	57	43.2%	5.3%	33.3%
津山	134	116	59	50.9%	5.1%	33.3%
玉野	68	56	31	55.4%	9.7%	66.7%
笠岡	106	83	31	37.3%	6.5%	0.0%
高梁	39	32	17	53.1%	5.9%	0.0%
新見	19	18	8	44.4%	25.0%	50.0%
久世	41	37	16	43.2%	6.3%	0.0%
広島東	302	273	114	41.8%	7.0%	25.0%
広島南	293	258	94	36.4%	3.2%	0.0%
広島西	477	415	189	45.5%	2.1%	25.0%
広島北	516	447	211	47.2%	4.3%	44.4%
呉	293	251	102	40.6%	4.9%	80.0%
竹原	28	23	7	30.4%	0.0%	0.0%
三原	129	105	48	45.7%	8.3%	50.0%
尾道	256	225	112	49.8%	0.9%	100.0%
福山	613	560	171	30.5%	3.5%	83.3%
府中	146	129	53	41.1%	0.0%	0.0%
三次	60	51	26	51.0%	0.0%	0.0%
庄原	23	20	9	45.0%	11.1%	0.0%
西条	196	164	80	48.8%	0.0%	0.0%
廿日市	413	345	146	42.3%	4.8%	57.1%
海田	295	257	116	45.1%	1.7%	50.0%
吉田	42	34	16	47.1%	0.0%	0.0%
下関	266	231	69	29.9%	1.4%	0.0%
宇部	169	149	47	31.5%	0.0%	0.0%
山口	221	184	68	37.0%	11.8%	62.5%
萩	48	46	23	50.0%	0.0%	0.0%
徳山	248	212	61	28.8%	16.4%	70.0%
防府	136	116	20	17.2%	5.0%	100.0%
岩国	215	183	77	42.1%	3.9%	66.7%
光	97	78	26	33.3%	11.5%	66.7%
長門	26	24	11	45.8%	0.0%	0.0%
柳井	77	63	27	42.9%	3.7%	100.0%
厚狭	87	74	29	39.2%	0.0%	0.0%
広島局 計	9,179	7,890	3,288	41.7%	4.9%	51.9%
全国	189,138	163,140	39,662	24.3%	4.1%	28.3%

注1)「書面添付割合」は、事務年度の前年相続開始分(例:5事務年度は4年相続開始分)の税理士関与件数のうち、書面添付件数の割合である(国税庁が日本税理士会に提供している「書面添付割合」の基準と同様である。)

注2)「調査省略割合」は、意見聴取件数のうち、調査省略した件数の割合である。

書面添付の現状及び意見聴取事績（庁資料ベース）

（令和5会計年度）

項 目 番 名	(R5会計年 度) 申 告 件 数	(R5会計年 度) 税 理 士 関 与 件 数	(R5会計年 度) 書 面 添 付 件 数	書 面 添 付 割 合	(R5事務年 度) 意 見 聴 取 件 数	意 見 聴 取 割 合	(R5事務年 度) 実 地 調 査 件 数	(R5事務年 度) 調 査 省 略 件 数	調 査 省 略 割 合	書 面 通 知 件 数	書 面 通 知 割 合
	件	件	件	%	件	%	件	件	%	件	%
岡 山 東	8,356	7,717	1,678	21.7	32	1.9	30	2	6.3	2	100.0
岡 山 西	9,814	9,135	2,047	22.4	22	1.1	18	4	18.2	3	75.0
広 島 東	7,060	6,449	655	10.2	8	1.2	4	4	50.0	3	75.0
広 島 西	9,681	8,867	1,186	13.4	22	1.9	13	9	40.9	9	100.0
福 山	9,943	9,140	1,467	16.1	27	1.8	14	13	48.1	11	84.6
下 関	5,431	4,849	743	15.3	15	2.0	12	3	20.0	3	100.0
鳥 取	4,573	4,118	622	15.1	4	0.6	1	3	75.0	3	100.0
米 子	4,452	4,041	913	22.6	22	2.4	16	6	27.3	6	100.0
松 江	4,657	4,112	662	16.1	20	3.0	10	10	50.0	9	90.0
倉 敷	8,374	7,742	1,595	20.6	22	1.4	20	2	9.1	2	100.0
広 島 北	7,186	6,458	1,010	15.6	21	2.1	15	6	28.6	6	100.0
呉	4,267	3,980	375	9.4	11	2.9	7	4	36.4	4	100.0
廿 日 市	5,178	4,657	580	12.5	20	3.4	10	10	50.0	10	100.0
徳 山	3,763	3,381	509	15.1	21	4.1	13	8	38.1	8	100.0
出 雲	3,028	2,818	257	9.1	6	2.3	4	2	33.3	2	100.0
津 山	3,721	3,366	570	16.9	25	4.4	16	9	36.0	9	100.0
広 島 南	4,008	3,670	343	9.3	10	2.9	4	6	60.0	6	100.0
尾 道	3,478	3,211	672	20.9	23	3.4	11	12	52.2	12	100.0
西 条	3,545	3,229	379	11.7	14	3.7	7	7	50.0	7	100.0
海 田	3,555	3,251	480	14.8	7	1.5	5	2	28.6	2	100.0
宇 部	3,093	2,823	703	24.9	20	2.8	13	7	35.0	7	100.0
山 口	3,528	3,150	618	19.6	20	3.2	14	6	30.0	6	100.0
岩 国	2,471	2,236	238	10.6	21	8.8	13	8	38.1	8	100.0
倉 吉	1,893	1,734	722	41.6	27	3.7	16	11	40.7	11	100.0
浜 田	1,782	1,575	388	24.6	15	3.9	14	1	6.7	1	100.0
益 田	1,290	1,160	333	28.7	23	6.9	6	17	73.9	16	94.1
西 大 寺	2,075	1,934	402	20.8	10	2.5	7	3	30.0	2	66.7
瀬 戸	2,018	1,862	460	24.7	4	0.9	2	2	50.0	2	100.0
児 島	1,764	1,648	326	19.8	9	2.8	7	2	22.2	2	100.0
玉 島	1,803	1,628	255	15.7	13	5.1	1	12	92.3	3	25.0
笠 岡	1,870	1,717	252	14.7	3	1.2	2	1	33.3	1	100.0
三 原	1,728	1,574	199	12.6	7	3.5	6	1	14.3	1	100.0
府 中	2,231	2,087	551	26.4	20	3.6	5	15	75.0	15	100.0
三 次	1,101	904	163	18.0	1	0.6	1	0	0.0	0	-
防 府	1,702	1,549	173	11.2	6	3.5	4	2	33.3	2	100.0
光	1,124	989	209	21.1	10	4.8	3	7	70.0	7	100.0
玉 野	1,062	947	153	16.2	4	2.6	3	1	25.0	0	0.0
厚 狭	1,310	1,197	311	26.0	2	0.6	1	1	50.0	1	100.0
大 東	1,050	940	162	17.2	2	1.2	2	0	0.0	0	-
石 見 大 田	636	573	35	6.1	0	0.0	0	0	-	0	-
西 郷	424	374	9	2.4	5	55.6	5	0	0.0	0	-
高 梁	564	505	139	27.5	1	0.7	1	0	0.0	0	-
新 見	544	512	66	12.9	7	10.6	7	0	0.0	0	-
久 世	917	832	153	18.4	4	2.6	1	3	75.0	3	100.0
竹 原	656	586	80	13.7	0	0.0	0	0	-	0	-
庄 原	686	600	64	10.7	1	1.6	0	1	100.0	1	100.0
吉 田	657	557	52	9.3	2	3.8	1	1	50.0	1	100.0
萩	946	850	143	16.8	6	4.2	4	2	33.3	2	100.0
長 門	586	536	50	9.3	1	2.0	0	1	100.0	1	100.0
柳 井	853	768	91	11.8	7	7.7	6	1	14.3	1	100.0
署 計	156,434	142,538	24,243	17.0	603	2.5	375	228	37.8	211	92.5
局所管法人	1,234	865	37	4.3	3	8.1	3	0	0.0	0	-
全 管 計	157,668	143,403	24,280	16.9	606	2.5	378	228	37.6	211	92.5

注1：申告件数は、法人税申告状況より「会計年度 2023」のものを抽出。

注2：税理士関与件数は、法人税申告状況より「局指定コード申告 1」のものを抽出。

注3：書面添付件数は、法人税申告状況より「庁指定コード 1、3、5」のものを抽出（「局指定コード申告 1」は選択しない）。

注4：意見聴取件数は、「法人税書面添付事績情報」における「書添付意見聴取実施年月日」がR5.7.1～R5.6.30のものを抽出。

業務対策部からのお知らせ

「税理士業務のデジタル化 取組事例50」

この度、日税連業務対策部から「税理士業務のデジタル化 取組事例50」が公開されました。

この事例集は、全国の税理士事務所が行っている税理士業務のデジタル化への取り組み状況を①事務所の規模ごと②デジタル化の領域ごとに分類し、具体例を取りまとめたものです。

税理士の業務のデジタル化に関しては、令和4年の税理士法改正によって「税理士法第2条の3」が新設されたことにより、業務のICT化推進が明確化されただけでなく、税理士及び税理士法人は、納税義務者の利便性の向上及びその業務の改善進歩に努めるよう求められることになりました。

しかし、新しい時代に向けて事業者のデジタル化の先頭に立つべきである税理士事務所の多くが、どのようにデジタル化を進めていくべきかわからないという状況にあります。そこで業務対策部では、税理士業務のデジタル化を喫緊の課題と位置づけ、全国の税理士事務所が行っているデジタル化への取り組み状況を収集し、デジタルブックとして取りまとめました。まずは、会員の皆様ご自身の税理士の業務のデジタル化の参考にしていただければと思います。



中国会会員専用ページ → データライブラリ → (業務に関する情報) 会員向け業務ツール → 事務所管理
→ 「税理士業務のデジタル化 取組事例50」の作成について

書面添付制度について

令和6年4月より、税理士法第33条の2の添付書面の書式変更等が行われたことに合わせて書面添付制度に関する指針、手引等の改訂が行われております。こちらに合わせてご確認ください。

添付書面作成基準
(指針)

書面添付制度の手引
(制度概要・解説編)

書面添付制度の手引
(実践編)

中国会会員専用ページ → データライブラリ → (業務に関する情報) 会員向け業務ツール → 書面添付制度

日税連マルチメディア研修「日税連業務対策部 書面添付制度の手引について」(R6.12.18)

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称（氏名） 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地（住所）	（フリガナ） あなたの氏名 あなたの住所 又は居所
税務署長		

記載のしかたはこちら

二次元
バーコード

基・配・
特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

☐ 132万円以下	95万円	区分Ⅰ (左のA～Cを記載)
☐ 132万円超 336万円以下	88万円	
☐ 336万円超 489万円以下	68万円	
☐ 489万円超 655万円以下	63万円	
☐ 655万円超 900万円以下	58万円	
☐ 900万円超 950万円以下	(B)	基礎控除の額 円
☐ 950万円超 1,000万円以下	(C)	
☐ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円	
☐ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円	
☐ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

（フリガナ） 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
		明・大 昭・平 年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非居住者である配偶者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ												
	①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」								
区	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
分	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
I	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
C												

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

判定 58万円以下かつ年齢70歳以上
（昭31.1.1以前生）
《老人控除対象配偶者に該当》
□ 58万円以下かつ年齢70歳未満
□ 58万円超95万円以下
□ 95万円超133万円以下

配偶者控除の額 円
配偶者特別控除の額 円

配偶者控除 配偶者特別控除

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の[1]をご確認ください。

（フリガナ） 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄 (平15.1.2生～平19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1		平成 年 月 日			円	円
2		平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要件	☐ あなた自身が特別障害者 ^(注2) (右の★欄のみを記載) ☐ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) ☐ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) ☐ 扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	扶養親族等	（フリガナ） 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者	特別障害者に該当する事実 ☐ 扶養控除等申告書のとおり
				あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	明・大 昭・平・令 年 月 日		
				左記の者の左記の者の本年中の あなたとの続柄合計所得金額の見積額	円		

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。

2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の「[4] 用語の説明」をご確認ください。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。
左の①～④を記載